

議会改革特別委員会におけるこれまでの議員定数に関する協議の概要

第 15 回議会改革特別委員会（平成 23 年 2 月 24 日（火） 10:00～）

(1) 他市の状況説明

各市議会の状況把握のため全国の類似都市及び県内 13 市並びに全国市議会議長会から収集した調査資料に基づき、事務局から、議員定数に係る他市議会の状況について、説明・質疑を行った。

(2) 議員定数についての各会派の意見

○自由民主党・礎

・現在の議員定数が適正であるのかを深く議論し、取り組んでいくべきと考えている。

○同志会

・削減の方向であるが、具体的なところまでは話が進んでいない。議会のあり方を含め、市町村合併により議員数が減少して 8 年を経過した後の次世代のための議員定数を検討すべきであるというのが大方の意見であった。

○自由民主党・和

・削減するのかわからないのか、定数はどのくらいにするのか、持ち帰って検討したい。

○改革クラブ

・昨今の議会改革という流れの中で、議員定数をどう考えるべきかということで、提案したものであるが、会派の中では、市民の代表という観点からすると削減ありきというのは、いかがなものかという意見が多く、正式に方向性は見出してない。

○自由民主党・絆

・定数を削減すべきであると考えている。

○市民クラブ

・市町村合併による議員数の減少、広大な面積などを考慮して、委員会の中で現在の定数について議論を深め、方向性を考えていきたいということで提案をしたものであり、定数削減という方向までは至っていない。

○公明党

・本市の面積等を考慮して、現在の定数が適正なのか検討すべきであるが、基本的には定数削減の方向でと考えている。

○無所属の会

・具体的な定数までには至ってないが、定数は削減しないといけないと考えている。

(3) 協議

・削減の方向で検討すべきと考えている会派と現在の定数の妥当性から検討すべきであるとの会派があり、意見が分かれているので、各会派で再度議論を深めていくべきではないか。

・市町村合併により、議員定数が 34 名に決定した根拠を説明願いたい。

・当時、合併協議会に出席していたので説明するが、基本的には、旧坂本・東陽・泉村については、特例区を設けてはどうかとか、在任特例を採用してはどうかなど、いろいろと検討したが、将来的には、法定定数の範囲内にしなければいけないということで、それなら最初から議会を解散して、

人口に応じた法定定数の34名で出発しようということで、最終的に合意に達したというのが現状である。これは、長期にわたり喧々譁々の議論を経て、お互いの謙譲の精神に基づいた結果であった。

(4) 今回の協議結果

- ・定数削減の方向で検討すべきか、または、現在の定数の妥当性から検討すべきかという基本的な方向性について、各会派に持ち帰って検討した上で、その結果を3月末の委員会において、口頭で報告し、再度協議することとなった。

(5) 配付資料

- ・議員定数等調べ（全国類似団体Ⅲ－1の都市及び熊本県内13市）
- ・市議会議員定数に関する調査結果（平成21年12月31日現在：全国市議会議長会調査資料）

第16回議会改革特別委員会（平成23年3月10日（木）3月定例会本会議終了後～）

(1) 閉会中の継続調査の申し出

3月定例会開会中のため、実質的な協議は行わず、定例会閉会後に委員会を開催することができるよう、議長に申し出を行うため、閉会中の継続調査の申し出だけを決定した。

第17回議会改革特別委員会（平成23年3月28日（月）10:00～）

(1) 議員定数に係る基本的方向性についての各会派における協議結果の報告

○自由民主党・礎

- ・議員定数については、削減したほうがいいのではないかとの意見であった。具体的な定数までには至っていないので、市政協力員協議会等に諮ってみてはとのことであった。

○同志会

- ・定数削減はやむを得ないというのが、基本的な考えである。

○自由民主党・和

- ・市民目線からしても、定数削減はしなければならないと考えている。具体的な定数については、十分に協議していきたい。

○改革クラブ

- ・前回も話したように、議員定数のあり方を協議したいということで提案したものである。前回の配付資料により、他市議会の平均より多い状況にあるということは会派で確認したが、具体的にところまでには至っていない。

○自由民主党・絆

- ・定数に係る方向性については、時勢からして、削減せざるを得ないということと、具体的な定数

については、市民等から意見を聴取した上で、検討すべきであるとの意見であった。

○市民クラブ

- ・定数削減という方向で議論するのではなく、定数のあり方を含めたところから、議論を進めてほしいという意見であった。

○公明党

- ・県内13市の状況を見てみると、山鹿市が10名、人吉市が8名削減しており、市民オンブズマンや町内会長などから議員定数削減の働きかけがあることは、経費削減の考え方からきていると思う。他市に比べて、本市の議員数は多いように思われるので、前回と同じく、削減する方向で考えている。

○無所属の会

- ・定数削減は、時勢からして、当然だという意見であった。なお、その削減数については、慎重に協議してほしいとのことであった。

(2) 協議

- ・方向としては、削減という意見が多いようであるが、2会派が削減以前の話をしているので、まず削減するかどうかを決めないことには、先に進まないと思われる。持ち帰りについては、2会派が削減してもいいかどうかというだけの持ち帰りになると思う。
- ・外部から意見を聴取するということには賛成である。削減するかどうかから協議に入るのではなく、議員定数のあり方から協議をしたい。議員定数というのは、経費削減の話とは違うと思う。そのあたりも含めて、外部団体で協議していただき、方向性を検討してもらうことをお願いしたい。
- ・外部団体にも検討してもらい、その結果を受けて、再度協議したほうがいいのか。
- ・前回の委員会での各会派への持ち帰りの内容は、議員定数を削減するかしないかの方向性を考えてきてくれと理解していたが、この段階において、そういうことではなく、委員会の中で、なぜ削減する必要があるのか、あるいは、現状のままでもいいのかについての協議をしたいと提案されている。それなら、その件について、この委員会でも議論すべきではないか。
- ・まずは、市民の目線で、現在の34名が妥当かどうかを検討してもらったほうがいいのか。
- ・2会派の考えは、定数削減の前に、現在の定数と人口、面積などとの関係をいろいろと検討してほしいということだと思うが、現在の経済状況や行財政改革の流れなどを勘案すると、議員自ら、血を流さないといけないと思うし、経費削減のため、少しでも定数を見直す必要があると考えている。しかし、市民の皆さんがどう判断されるかわからないので、それを委ねて、その結果を受けて、再度我々で協議し、結論を見出していくべきではないかと思う。

(3) 今回の協議結果

- ・外部からの意見聴取等の方法については、事務局で確認し、次回報告することになった。
- ・会派ごとに議員定数についての方向性とその理由、すなわちデータ等に基づく判断基準、根拠などをまとめ、事前に提出してもらい、それらを取りまとめた一覧表を各会派に配付し、それぞれ確認してもらった上で、次回の委員会で再度協議することとなった。なお、自由民主党3会派からは統一して方向性とその理由を提出することで、各会派の了解を得た。

第18回議会改革特別委員会（平成23年4月12日（火）10:00～）

（1）意見聴取等の方法について説明

意見聴取等の方法について、事務局から説明・質疑を行った。

（2）議員定数に関する各会派案（方向性とその理由）についての説明

○自由民主党3会派（礎・和・絆）

- ・他の自治体では、法定定数より少ない定数で行われている傾向にある。なお、法定定数の基準が、妥当なのかどうかは、市民の皆さんの意見を聞くべきであると考えている。
- ・議員定数と行財政改革は別問題と言われても、市民の皆さんの思いは削減を望んでいると思われ、これは重く受けとめなければならないと思う。
- ・定数を削減すれば、その結果、財政的に貢献でき、市民の皆さんのサービス向上に寄与できる。

○同志会

- ・震災を含む対策や合併特例債が終了していく中で、本市の自主財源がひっ迫し、その確保が難しくなる。
- ・小さくても、大きな役割を果たせるような形を検討すべきである。
- ・基本的には定数削減の方向でと考えている。

○改革クラブ

- ・議員定数については、削減ありきの話ではなく、八代市の特性（面積・人口との関連、地域性等）、類似団体との比較、常任委員会の議員数のあり方、議員の役割・責任についての検討等、合併論議の経緯、さまざまな角度からそのあり方について慎重に検討を重ねるべきものであると考える。この問題は議員だけが論ずるものではなく、いろんな考え方を示した上で、広く市民の声を聞く必要があると考える。

○市民クラブ

- ・議員定数のあり方を先に協議すべきであり、方針を先に出すべきではないと考える。
- ・市議会の本質や議員の役割を再度見つめ直し、議員がどうあるべきか、議会がどうあるべきかを本特別委員会で議論すべきではないかと思う。また、市町村合併による議員定数の経緯や地域審議会が10年間設置される中で、議員定数に踏み込む前に議論すべきこととして、議員1人当たりの人口、面積、さらには地域特性などがあると思っている。方向を定めた協議ではなく、協議を積み重ねていく中で、方向性を導き出していくことが本特別委員会の役割ではないかと考える。
- ・各種団体や市民に的確な情報を提供し、幅広い意見を聞きながら慎重に協議を進め、取り組むべきではないか。

○公明党

- ・現在の本市の財政状況、市民の声、類似団体・県内13市の状況をトータルで鑑みたときに、減員の方向にあると考える。
- ・しかしながら、法定最大数の可否については、基準がなく非常に難しい問題なので、慎重かつ幅広く有識者や各種団体並びに多くの市民の声を取り入れる機会が必要であり、もう少し時間をかけて検討すべき案件と考える。

○無所属の会

- ・昨今の他市の状況や一般市民の感情からみても、定数削減は避けて通れない。
- ・定数を削減すると、市民の意見が反映し難いとの意見もあるが、現在の34名で市民の意見の反映ができていないかの判断は難しい。反映できていなければ、増員すべきであるし、削減したことで市民の意見の反映が難しくなるとの根拠が立証できれば、削減の必要はない。現在の定数での可否が判断できないのであれば、34名の定数にこだわる必要もないし、世論を受けて判断すべきである。合併後約5年を経過し、広域を抱える市議会としては、法定定数34名で妥協した定数を、法定定数での可否を判断するより、何名なら市民の意見を反映できるかの審議をすべきである。

(3) 協議

- ・各会派の意見を聞いて、果たして法定定数である現在の34名が妥当なのかということを我々議員だけでは決め難いところがある。それからすると、市民で構成される団体でも検討してもらったかどうかと思う。
- ・意見聴取等の方法については、事務局から説明があったが、やはり外部から意見を聴取するほうがいいのではないかと考える。
- ・外部から意見聴取するに当たっては、何を聞こうとするのかということが重要となってくる。そのためには、議会の情報、例えば、類似団体等の状況などを情報提供した上で、意見聴取したほうがいいのではないかとと思う。
- ・各会派の意見を聞いてみると、慎重に、かつ、幅広く有識者もしくは各種団体、市民の声を参考として聞きたいということなので、その方向で委員長案を取りまとめ、調整していただきたい。

(4) 今回の協議結果

- ・議員定数については、各種団体から意見を聴取することとし、意見聴取を行う各種団体、意見を求める内容、意見聴取の方法、情報提供のための参考資料など、具体的な内容については、委員長に一任し、次回の委員会でも委員長案を提案することとなり、それについて再度協議することとなった。

(5) 配付資料

- ・意見等の聴取方法について
- ・議員定数に係る意見聴取等の状況調べ（全国類似団体Ⅲ－1の都市及び熊本県内13市）
- ・議員定数に関する各会派案

議員定数に関する各会派案

会派名	方針	理由
自由民主党 基礎 自由民主党 和 自由民主党 絆	削減	<ul style="list-style-type: none"> ・他の自治体では、法定数より少ない定数で行われている傾向にある。 ・議員定数と行財政改革は別問題と言われても、市民の皆さんの思いは削減を望んでいると思われる。これは重く受け止めなければならないと思う。 ・削減すれば、その結果、財政的に貢献でき、市民の皆さんのサービス向上に寄与できる。
同志会	削減	<ul style="list-style-type: none"> ・震災を含む対策の中で、自主財源の確保が難しい。 ・小さくても、大きな役割を果たすべき。
改革クラブ		議員定数については、削減ありきの話ではなく、八代市の特性(面積との関連、人口との関連、地域性等)、類似団体との比較、常任委員会の議員数の在り方、議員の役割・責任についての検討等、合併論議の経緯、様々な角度からその在り方について慎重に検討を重ねるべきものであると考えます。この問題は議員だけが論ずるものではなく、いろいろな考え方を示したうえで、広く市民の声を聞く必要があるべき問題であると考えます。
市民クラブ		市議会の本質や議員の役割を再度見つめなおし、議員がどうあるべきか、議会がどうあるべきかを議会改革特別委員会で議論すべきではないかと思う。 また、市町村合併による議員定数の経緯や、地域審議会が10年間設置される中で、議員定数に踏み込む前に議論すべきこととして、議員一人当たりに背負う人口、面積、更には地域特性などがあると思っている。 方向を定めた協議ではなく、協議を積み重ねていく中で、方向性を導き出していくことが委員会の役割ではないかと考える。
公明党		<ul style="list-style-type: none"> ・現在の本市の財政状況、市民の声、類似団体・県内13市の状況をトータルで鑑みた時に、減員の方向にあると考える。 ・しかしながら、法定最大数の可否については、慎重かつ幅広く有識者や各種団体並びに多くの市民の声を取り入れる機会が必要であり、もう少し時間をかけるべき案件と考える。
無所属の会	削減	<ul style="list-style-type: none"> ・昨今の他市の状況や、一般市民の感情からみても、定数削減は避けて通れない。 <p>定数を削減すると、市民の意見が反映し難いとの意見もあるが、現状の34名で市民の意見の反映が出来ていくかの判断は難しい。反映できていないければ、増員すべきであるし、削減したことで市民の意見の反映が難しくなるとの根拠が立証出来れば、削減の必要は無い。現状の定員数での可否が判断できないのであれば、34名の定数にこだわらなくても無いし、世論を受けて判断すべきである。合併後約5年を経過し、広域を抱える市議会としては、法定数で妥協した定員を、法定数で可否の判断するより、何名なら市民の意見を反映できるかの審議をすべきである。</p>

(別紙1)

【改正前】

○地方自治法

(昭和二十二年四月十七日)

(法律第六十七号)

第九十一条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

② 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

一 人口二千未満の町村 十二人

二 人口二千以上五千未満の町村 十四人

三 人口五千以上一万未満の町村 十八人

四 人口一万以上二万未満の町村 二十二

五 人口五万未満の市及び人口二万以上の町村 二十六人

六 人口五万以上十万未満の市 三十人

七 人口十万以上二十万未満の市 三十四人

八 人口二十万以上三十万未満の市 三十八人

九 人口三十万以上五十万未満の市 四十六人

十 人口五十万以上九十万未満の市 五十六人

十一 人口九十万以上の市 人口五十万を超える数が四十万を増すごとに八人を五十六人に加えた数(その数が九十六人を超える場合に
あつては、九十六人)

③ 第一項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなつた市町村においては、その超えることとなつた日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもつて定数とする。

④ 第一項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

⑤ 第七条第一項又は第三項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前二項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。

⑥ 前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超えているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。

(別紙1)

【改正前】

- ⑦ 第七条第一項又は第三項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。
- ⑧ 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。
- ⑨ 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第一項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。
- ⑩ 第七項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

※下線の部分は改正部分

○八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の廃置分合に伴う八代市の議会の議員の定数に関する協議書

平成17年8月1日から八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村を廃し、その区域をもって八代市を設置することに伴う、八代市の議会の議員の定数について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第7項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

八代市の議会の議員の定数は、34人とする。

(別紙 2)

【改正後】

地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）が平成 23 年 5 月 2 日に公布されことに伴い、公布後 3 カ月以内に施行される地方自治法第 91 条

○地方自治法

(昭和二十二年四月十七日)

(法律第六十七号)

第九十一条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

② 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

③ 第七条第一項又は第三項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。

④ 前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超えているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。

⑤ 第七条第一項又は第三項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

⑥ 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

⑦ 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第一項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

⑧ 第五項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

※下線の部分は改正部分

議員定数等調べ

全国類似団体Ⅲ－1の都市及び熊本県内13市

(単位:人、%、Km²)

No.	市議会名	議員定数		減員数	減員率	現条例の制定 ・改正年月日	人口(住民基本台帳) 【平成22.4.1現在】	議員1人当たりの人口		有権者数	議員1人当 たり有権者数	産業別就業人口及び比率(平成17年国調)						面積	議員1人当たり面積		検討状況
		法定	条例					法定	条例			第1次産業	第2次産業	第3次産業	法定	条例					
		人	人	人	%		人	人	人	人	人	人	%	人	%	人	%	Km ²	Km ²	Km ²	
1	小樽市	34	28	6	17.6	H18.6.30	133,604	3,930	4,772	115,078	4,110	871	1.4	11,730	18.8	46,949	75.4	243.3	7.16	8.69	検討していない
2	花巻市	34	34	0	0.0	H22.3.18	103,251	3,037	3,037	85,646	2,519	8,303	15.5	14,707	27.4	30,501	56.7	908.32	26.72	26.72	検討していない
3	鶴岡市	34	34	0	0.0	H17.10.1	138,499	4,074	4,074	113,642	3,342	7,656	10.7	22,292	31.2	41,463	57.9	1311.49	38.57	38.57	検討していない
4	会津若松市	34	30	4	11.8	H15.1.1	126,955	3,734	4,232	102,066	3,402	3,514	6.1	15,221	26.3	38,539	66.5	383.03	11.27	12.77	検討中
5	土浦市	34	28	6	17.6	H18.9.28	143,532	4,222	5,126	117,774	4,206	2,661	3.7	16,846	23.9	48,832	69.4	122.99	3.62	4.39	検討していない
6	那須塩原市	34	30	4	11.8	H20.9.29	116,949	3,440	3,898	93,598	3,120	4,851	8.0	19,388	31.8	36,344	59.6	592.82	17.44	19.76	検討していない
7	鴻巣市	34	26	8	23.5	H21.12.22	119,157	3,505	4,583	99,110	3,812	2,573	4.3	16,109	27.2	39,699	66.9	67.49	1.99	2.60	検討していない
8	木更津市	34	28	6	17.6	H17.6.27	127,904	3,762	4,568	104,627	3,737	2,677	4.6	14,599	25.0	40,458	69.1	138.73	4.08	4.95	検討していない
9	三条市	34	26	8	23.5	H21.6.	104,877	3,085	4,034	85,255	3,279	2,949	5.4	20,985	38.7	30,316	55.8	432.01	12.71	16.62	検討していない
10	藤枝市	34	22	12	35.3	H21.9.30	145,005	4,265	6,591	116,712	5,305	3,828	5.1	25,378	33.8	45,215	60.3	194.03	5.71	8.82	検討していない
11	三田市	34	24	10	29.4	H12.4.1	114,203	3,359	4,758	86,618	3,609	1,565	2.9	13,897	26.0	36,652	68.7	210.22	6.18	8.76	検討中
12	出雲市	34	34	0	0.0	H16.9.27	145,776	4,288	4,288	117,595	3,459	6,244	8.5	19,998	27.2	46,772	63.6	543.48	15.98	15.98	検討していない
13	三原市	34	32	2	5.9	H20.3.27	102,606	3,018	3,206	83,531	2,610	4,232	8.4	16,452	32.7	29,637	58.9	471.03	13.85	14.72	検討していない
14	防府市	34	27	7	20.6	H18.7.21	118,685	3,491	4,396	95,107	3,522	2,442	4.2	18,171	31.6	36,222	63.0	188.59	5.55	6.98	検討中
15	丸亀市	34	30	4	11.8	H16.3.31	110,486	3,250	3,683	89,683	2,989	2,997	5.6	16,232	30.4	33,650	63.0	111.80	3.29	3.73	検討していない
16	唐津市	34	34	0	0.0	H16.7.23	131,672	3,873	3,873	105,297	3,097	9,037	14.2	14,730	23.2	39,468	62.1	487.47	14.34	14.34	検討していない
17	鹿屋市	34	30	4	11.8	H21.3.25	104,980	3,088	3,499	82,146	2,738	7,261	15.0	9,465	19.7	31,409	65.3	448.33	13.19	14.94	検討していない
18	うるま市	34	30	4	11.8	H22.12.17	118,160	3,475	3,939	89,255	2,975	2,393	5.5	9,340	21.4	31,472	72.2	86.08	2.53	2.87	H22年に検討済
類似団体 類団18市平均		34	29.3	4.7	13.9		122,572	3,605	4,253	99,041	3,435		7.2		27.6		64.1	385.62	11.34	12.57	
県内十三市	1 熊本市	56	48	8	14.3	H18.12.27	728,332	13,006	15,174	582,007	12,125	11,360	3.6	53,092	16.7	246,290	77.4	389.53	6.96	8.12	検討していない
	2 人吉市	26	18	8	30.8	H22.12.24	35,907	1,381	1,995	29,375	1,632	1,520	8.5	3,936	22.1	12,322	69.2	210.48	8.10	11.69	H22年に検討済
	3 荒尾市	30	22	8	26.7	H14.12.11	56,456	1,882	2,566	46,646	2,120	1,202	5.1	6,734	28.8	15,291	65.3	57.15	1.91	2.60	検討していない
	4 水俣市	26	16	10	38.5	H22.12.15	27,826	1,070	1,739	23,147	1,447	889	7.0	3,426	26.9	8,413	65.9	162.87	6.26	10.18	H22年に検討済
	5 玉名市	30	26	4	13.3	H17.10.3	70,484	2,349	2,711	57,496	2,211	7,482	21.2	11,017	31.2	16,810	47.6	152.55	5.09	5.87	検討していない
	6 天草市	30	30	0	0.0	H16.12.24	93,339	3,111	3,111	77,129	2,571	7,128	16.5	8,390	19.5	27,533	63.9	683.07	22.77	22.77	検討中
	7 山鹿市	30	20	10	33.3	H22.9.21	57,404	1,913	2,870	47,489	2,374	5,894	20.6	7,160	24.9	15,590	54.5	299.67	9.99	14.98	H22年に検討済
	8 菊池市	30	23	7	23.3	H21.3.19	51,757	1,725	2,250	41,608	1,809	5,249	20.2	6,943	26.8	13,759	53.0	276.66	9.22	12.03	H20年に検討済
	9 宇土市	26	18	8	30.8	H14.9.6	38,300	1,473	2,128	30,787	1,710	2,198	12.1	4,691	25.9	11,183	61.7	74.19	2.85	4.12	検討していない
	10 上天草市	26	22	4	15.4	H19.1.10	32,128	1,236	1,460	26,763	1,217	2,048	14.2	3,495	24.2	8,860	61.5	126.06	4.85	5.73	検討中
	11 宇城市	30	26	4	13.3	H18.12.25	63,133	2,104	2,428	51,727	1,990	5,677	18.6	7,416	24.3	17,444	57.1	188.56	6.29	7.25	検討していない
	12 阿蘇市	26	22	4	15.4	H21.12.22	28,931	1,113	1,315	24,184	1,099	2,738	18.8	3,067	21.1	8,749	60.1	376.25	14.47	17.10	H21年に検討済
	13 合志市	30	21	9	30.0	H20.9.19	54,903	1,830	2,614	42,890	2,042	1,585	6.8	6,281	27.1	16,187	65.8	53.17	1.77	2.53	H20年に検討済
県内13市平均		30.5	24.0	6.5	21.9		102,992	2,630	3,259	83,173	2,642		13.3		24.6		61.8	234.63	7.73	9.61	
八代市		34	34	0	0.0	H17.8.1	134,447	3,954	3,954	110,706	3,256	9,407	14.5	16,074	24.7	39,158	60.2	680.6	20.02	20.02	検討中

【平成23年4月1日現在】